

「シン・とっとり育児の日キャンペーン事業」企画運営業務 公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「シン・とっとり育児の日キャンペーン事業」企画運営業務において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(委託業務の内容)

第2条 業務の内容は、別添1「シン・とっとり育児の日キャンペーン事業」企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(予算額)

第3条 予算額は、金3,440,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務期間)

第4条 業務期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(参加資格要件)

第5条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、本部、支店、支部等を有する法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年2月27日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより本件調達公告次の場所に提出すること。この際、プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後、速やかに本件調達公告次の場所に必ず連絡すること。

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (4) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(スケジュール)

第6条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 鳥取県ホームページ掲載（公募開始） | 令和6年2月21日（水） |
| (2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限 | 令和6年2月27日（火） |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年3月7日（木） |
| (4) 質問回答期限 | 令和6年3月12日（火） |
| (5) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和6年3月15日（金） |
| (6) 参加資格審査結果の通知 | 令和6年3月21日（木） |
| (7) 企画提案書等提出期限 | 令和6年3月25日（月） |
| (8) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和6年3月26日（火） |
| (9) 審査結果の通知 | 令和6年3月下旬 |
| (10) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和6年4月上旬 |
| (11) 契約締結 | 令和6年4月上旬 |

2 「シン・とっとり育児の日キャンペーン事業」企画運營業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和6年2月21日（水）から同年3月15日（金）までの間に鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和6年2月21日（水）から同年3月15日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県子ども家庭部 子育て王国課
電話：0857-26-7573 ファクシミリ：0857-26-7863
電子メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp

（質問の受付）

第7条 仕様書に関し、質問がある場合は、令和6年2月21日（水）から同年3月7日（木）午後5時15分までの間に、前条第2項第2号の提出先に、電子メールにて送付すること（様式は任意）。

なお、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、令和6年3月12日（火）までに以下ホームページに掲載して回答するものとする。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>）

（参加申込書の提出）

第8条 プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

(2) 提出期間

令和6年2月21日（水）から同年3月15日（金）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年3月15日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

第6条第2項第2号に同じ。

(5) 提出部数

1部

(6) その他

プロポーザルへの参加は、参加申込書を第2号の提出期間内に提出した者に限る。

2 鳥取県（以下「県」という。）は前項により提出のあった参加申込書を審査の上、このプロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年3月21日（木）までに文書で提出者に通知するものとする。

(企画提案書の作成)

第9条 企画提案書は、別添2企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。

2 提案者は、本件業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、本件業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

3 提出方法は、持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

4 提出期間及び時間は、令和6年2月21日（水）から同年3月25日（月）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和6年3月25日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

5 提出部数及び規格は、正本1部、副本6部とし、A4版縦（A3版の折込可）とすること。

6 提出場所は、第6条第2項第2号の提出先とする。

(審査会の設置)

第10条 県は、企画提案の順位を決定するため、「シン・とっとり育児の日キャンペーン事業企画運営業務公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、企画提案の順位を審議し、決定するものとする。

3 審査会は鳥取県職員以外の有識者を含む5名以内で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(プレゼンテーションの実施)

第11条 審査にあたっては、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、日時、場所については変更する可能性がある。具体的な日時及び場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途通知する。

(1) 日時 令和6年3月26日（火）

(2) 場所 鳥取県庁（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき30分程度（内容説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。なお、別途通知するプレゼンテーションの実施時間の10分前までに集合すること。

(評価方法)

第12条 企画提案書の内容を「シン・とっとり育児の日キャンペーン事業」企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル審査会評価要領に基づき評価するものとし、審査委員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

(最優秀提案者の選定方法)

第13条 原則として、前条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(審査結果の通知、公表)

第14条 審査結果は、鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページで公表するとともに、参加者全員に通知する。公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。

鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>)

(契約締結)

第15条 第13条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、同条により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(企画提案書の取扱い)

第16条 企画提案書の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 企画提案書は原則として返却しない。

(2) 県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当する者を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(3) 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。また、最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 企画提案書の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。

(5) 企画提案書の作成、提案及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(企画提案書の無効)

第17条 第5条に規定する参加資格のない者が提出した企画提案書又は虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。

2 プレゼンテーションに参加しない提案者が提出した企画提案書は、無効とする。

(提案者の失格)

第 18 条 提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(暴力団の排除について)

第 19 条 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

第 20 条 実施要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県子ども家庭部子育て王国課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 21 日から施行し、契約締結日をもって廃止する。

(様式第1号)

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者名

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

令和6年2月21日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 「シン・とっとり育児の日キャンペーン事業」企画運營業務
- 2 提出資料 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)

(様式第2号)

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：「シン・とっとり育児の日キャンペーン事業」企画運営業務

- 1 当社（団体）は、鳥取県内に本店、本部、支店、支部等を有する法人又は団体です。
- 2 当社（団体）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 3 当社（団体）は、令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者又はその資格登録を申請中であるとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者又は、その業種区分の登録申請中の者であります。
- 4 当社（団体）は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、本件業務の企画提案書の提出日までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社（団体）は、本県調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てを行われた者ではありません。
また、本件業務の企画提案書の提出日までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 当社（団体）は、鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者名

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール